

平成26年度行政監査の結果に基づいた改善措置等の状況について

佐渡市監査委員は、平成26年度に実施した行政監査の結果を受けて、市長から改善措置等を講じた旨の通知を平成28年2月24日に受けましたので、その概要をお知らせします。

1 公金以外の現金等の取扱い 事務の実態について

指摘事項の要旨

- (1) 公金以外の現金等の取扱いに関して、基準やマニュアルなどの会計規定がほとんどの部署及び団体において定められていなかった。必ず会計規定を定め、その規定を順守されたい。
- (2) 市の公金取り扱い事務においては行うことができない立替払を行っていた。
- (3) 収入簿・支出簿・出納整理簿がなく通帳のみで管理しているものがあった。
- (4) 入出金の際に調書類が作成されず、上司の決裁を受けないで1人の担当職員が事務処理を行っているものがあった。
- (5) また、年度末にまとめて役員が決裁を受けているものがあった。通帳と届出印を担当職員が一括

して管理している事例が多数あった。

- (6) キャッシュカードを作成しているものがあつたが作成すべきではない。
- (7) 市職員が外部団体の会計を担当して決算書の作成をせず、団体内の監査も受けていないものがあった。

また、決算書を作成し監査は行っているものの決算書の内容が誤っているものもあつた。

- (8) 切手の多数購入で出納整理簿が整備されていないものがあった。

改善措置等の状況

上記(2)から(8)までの指摘事項を踏まえた「佐渡市任意団体の会計事務取扱規程」を制定し、平成28年4月1日から施行すべく準備を進めています。

この規程は、上記(1)の指摘事項に当たるもので、当該規程を順守するよう職員に周知徹底します。

2 市職員が外部団体の会計事務を取り扱うことについて

指摘事項の要旨

- (1) 市職員が外部団体の会計事務を取り扱う必要性を検討せず、その根拠も明確でないものがあった。
- (2) 市職員が事務局として会計事務を取扱っているが、最近の数年間は活動を行っていない団体があった。

活動を休止している団体については、その団体の継続の必要性も含めて、今後の対応について見直しを検討されたい。

改善措置等の状況

平成28年1月28日付け事務連絡により、各課長等に通知し、その検討結果を2月末までに総務課長に報告するようになりました。

3 その他

指摘事項の要旨

- (1) 今回調査した団体の予算において、繰越額がその団体の年間の支出額を上回っているものがあった。
- (2) 市有地に銅像を設置した団体の通帳を保管していたが、その銅像の所有権と管理体制が不明のまま、市職員がその通帳と銅像の管理を行っていた。

改善措置等の状況

- (1) 当該団体において、佐渡市が補助金を出している場合は、その団体の活動実績を精査し、補助率や補助金額の見直しを検討しました。
 - (2) 顧問弁護士に相談し、銅像の所有権を明らかにして、適正な管理体制を整備しました。
- 市職員が管理していた通帳と銅像については、平成27年11月に所有権を有する団体に引き渡しました。

訂正 4月下旬に対象者の皆さまへご案内しました『高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種のご案内』について誤りがありました。お詫びして訂正します。

【対象者】

- (正)「90歳 大正15年
4月2日～昭和2
年4月1日」
(誤)「90歳 昭和元年4
月2日～昭和2年
4月1日」